

施策項目 10

道徳教育の充実

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 幼児期から高校までの教育活動全体を通じて、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育を推進します。
- 学校における道徳教育について、保護者や地域の人々と共通理解を図り、相互の連携に向けた取組を推進します。
- 人権に関する正しい知識を深め、自他を尊重する態度を育成する人権教育の取組を推進します。

主な取組

- **学校の教育活動全体を通じた組織的・計画的な道徳教育の推進**
 - ・ 校長の方針の下、全教職員が協力した道徳教育の推進体制の確立
 - ・ 道徳科を要とした道徳教育におけるカリキュラム・マネジメント*の充実
 - ・ 子ども一人一人の良い点や可能性、成長の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できる評価の充実
- **道徳科の授業改善の取組の推進**
 - ・ 自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己や人間としての生き方についての考えを深めるなど、道徳科の特質を踏まえた指導方法や評価方法の工夫・改善に向けた校内研修の充実
 - ・ 本道にゆかりのある先人などを題材とした道徳教育に関する教材等の効果的な活用の推進
- **家庭や地域社会との連携による指導の充実**
 - ・ 保護者や地域の理解と協力を得るための積極的な授業公開等の促進
 - ・ 外部人材の協力を得た授業の支援
 - ・ コミュニティ・スクール*などを活用した学校運営協議会における協議の充実
- **組織的・計画的な人権教育の推進**
 - ・ 子どもたちの発達の段階に応じた、多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生の実現に向けた人権教育の展開
 - ・ 指導者研修会等による教員の指導力向上
 - ・ 地域での啓発活動により、人権に対する意識を醸成

関連する主な SDGs の目標

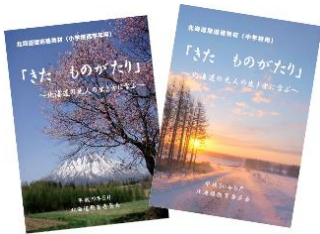


【道徳教育】

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としています。

※参考：「小学校学習指導要領（平成29年告示）」

[参考資料] 北海道版道徳教材「きた ものがたり」
～北海道の先人の生き方に学ぶ～



・本道にゆかりのある先人などを題材とした道徳教材



【人権教育】

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権教育の理念に対する理解を深め、これを体得することができる」ことを旨としており、児童生徒に基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて推進することが重要です。

※参考：「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

[参考資料] 北海道人権施策推進基本方針(令和3年7月)



・道民一人一人が互いの個性や人格を尊重し合い、真に人権が尊重される北海道づくりに取り組むため、道が策定



Information Communication Technology

- ・ ICT を効果的に活用した道徳科の授業改善への支援
- ・ 学校のホームページなど ICT を活用した家庭・地域社会への周知
- ・ 道徳教育に関する教材・実践事例等を掲載した Web ページの充実

【推進指標】

指 標	現状値(R4)	目標値(R9)
自分には、よいところがあると思う児童生徒の割合	小 76.8%, 中 77.6%	小 87.0%, 中 84.0%
道徳の授業で、自分の考えを深めたり、話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合	小 82.3%, 中 88.8%	小 90.0%, 中 94.0%
道徳科の保護者や地域への授業公開を全学年で行っている学校の割合	小 70.8%, 中 77.2%	小 91.0%, 中 95.0%
研究授業等の実践を通じた道徳科の授業改善に関する校内研修を行っている学校の割合	小 74.6%, 中 80.6%	小 98.0%, 中 94.0%



担当課 HP

●カリキュラム・マネジメント

児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

●コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校を指し、一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針の承認や、教育活動について意見を述べるができる制度。